

# 令和5事務年度 所得税及び消費税調査等の状況（全管版）

令和6年12月

熊本国税局

## I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

## II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者への調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

## III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

# I 調査等の状況

## 1 所得税の調査等の状況

○ 選定にA I等を活用するなど、効率的に調査等を行った結果、申告漏れ所得金額及び追徴税額の総額は過去10年間で最高を記録

- ・ 「実地調査」の件数、非違件数、1件当たりの申告漏れ所得金額及び1件当たりの追徴税額は増加
- ・ 「簡易な接触」の1件当たりの申告漏れ所得金額及び1件当たりの追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、17,470件（前事務年度19,003件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は8,991件（同9,808件）となっています。
  - ✓ 実地調査の件数は、1,363件（同1,276件）。うち、特別調査・一般調査が1,131件（同1,012件）、着眼調査が232件（同264件）となっています。
  - ✓ 簡易な接触の件数は、16,107件（同17,727件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、269億1千万円（同192億4百万円）となっています。
  - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、142億3千2百万円（同112億6千9百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは135億3千7百万円（同110億3千6百万円）、着眼調査によるものは6億9千5百万円（同2億3千3百万円）となっています。
  - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、126億7千9百万円（同79億3千5百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、37億2百万円（同24億5千4百万円）となっています。
  - ✓ 実地調査による追徴税額は、24億9千3百万円（同18億9千9百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは24億2千2百万円（同18億8千万円）、着眼調査によるものは7,200万円（同1,800万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、183万円（同149万円）となっています。
  - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、12億9百万円（同5億5千5百万円）となっています。

(参考)

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計			
		特別・一般		着眼		計							
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		
調査等件数	件	1,012		264		1,276		17,727		19,003			
		1,131	111.8%	232	87.9%	1,363	106.8%	16,107	90.9%	17,470	91.9%		
申告漏れ等の 非違件数	件	893		110		1,003		8,805		9,808			
		1,028	115.1%	128	116.4%	1,156	115.3%	7,835	89.0%	8,991	91.7%		
申告漏れ 所得金額	百万円	11,036		233		11,269		7,935		19,204			
		13,537	122.7%	695	298.3%	14,232	126.3%	12,679	159.8%	26,910	140.1%		
追徴税額	本税	百万円	1,564		16		1,580		550		2,130		
			2,001	127.9%	63	393.8%	2,064	130.6%	1,088	197.8%	3,151	147.9%	
	加算税	百万円	317		2		319		5		324		
			421	132.8%	9	450.0%	430	134.8%	121	2420.0%	550	169.8%	
計	百万円	1,880		18		1,899		555		2,454			
		2,422	128.8%	72	400.0%	2,493	131.3%	1,209	217.8%	3,702	150.9%		
一件当たり	申告漏れ 所得金額	万円	1,091		88		883		45		101		
		1,197	109.7%	299	339.8%	1,044	118.2%	79	175.6%	154	152.5%		
	追徴税額	本税	万円	155		6		124		3		11	
				177	114.2%	27	450.0%	151	121.8%	7	233.3%	18	163.6%
		加算税	万円	31		1		25		0.0		2	
			37	119.4%	4	400.0%	32	128.0%	0.7	-	3	150.0%	
計	万円	186		7		149		3		13			
		214	115.1%	31	442.9%	183	122.8%	8	266.7%	21	161.5%		

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である。  
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。  
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

## (参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、358件（前事務年度246件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、318件（同217件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、37億3千7百万円（同21億7千9百万円）となっています。

### ○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等 4事務年度	5事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 246	件 358	% 145.5
土地建物等	213	319	149.8
株式等	33	39	118.2
② 申告漏れ等の 非違件数	件 217	件 318	% 146.5
土地建物等	187	283	151.3
株式等	30	35	116.7
③ 非違割合 (② / ①)	% 88.2	% 88.8	ポイント 0.6
土地建物等	87.8	88.7	0.9
株式等	90.9	89.7	▲ 1.2
④ 申告漏れ所得金額	百万円 2,179	百万円 3,737	% 171.5
土地建物等	1,943	2,620	134.9
株式等	236	1,117	472.9
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 886	万円 1,044	% 117.9
土地建物等	912	821	90.1
株式等	716	2,865	400.2

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 計表内の計算は四捨五入前の計数を使用している。

## 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 消費税については調査等合計の追徴税額の総額は過去10年間で2番目
- ・ 「実地調査」の追徴税額の総額は増加
  - ・ 「簡易な接触」による調査等件数、非違件数及び追徴税額の総額は増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、7,230件（前事務年度4,154件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は4,207件（同2,746件）となっています。
  - ✓ 実地調査の件数は、851件（同913件）。うち、特別調査・一般調査が716件（同720件）、着眼調査が135件（同193件）となっています。
  - ✓ 簡易な接触の件数は、6,379件（同3,241件）となっています。

### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、12億6千5百万円（同11億7千7百万円）となっています。
  - ✓ 実地調査による追徴税額は、9億4千3百万円（同9億1千万円）。うち特別調査・一般調査によるものは9億1千1百万円（同8億6千4百万円）、着眼調査によるものは3,200万円（同4,600万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、111万円（同100万円）となっています。
  - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、3億2千2百万円（同2億6千7百万円）となっています。

## ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	件	720		193		913		3,241		4,154	
		716	99.4%	135	69.9%	851	93.2%	6,379	196.8%	7,230	174.0%
申告漏れ等の非違件数	件	623		145		768		1,978		2,746	
		627	100.6%	108	74.5%	735	95.7%	3,472	175.5%	4,207	153.2%
追徴税額	本税	714		37		751		257		1,008	
		747	104.6%	25	67.6%	772	102.8%	313	121.8%	1,085	107.6%
	加算税	150		9		159		10		169	
		164	109.3%	7	77.8%	170	106.9%	10	100.0%	180	106.5%
	計	864		46		910		267		1,177	
		911	105.4%	32	69.6%	943	103.6%	322	120.6%	1,265	107.5%
一件当たり	本税	99		19		82		8		24	
		104	105.1%	19	100.0%	91	111.0%	5	62.5%	15	62.5%
	加算税	21		5		17		0.3		4	
		23	109.5%	5	100.0%	20	117.6%	0.2	66.7%	2	50.0%
	計	120		24		100		8		28	
		127	105.8%	24	100.0%	111	111.0%	5	62.5%	18	64.3%

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である。  
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## Ⅱ トピックス（主な取組）

### 1 富裕層に対する調査状況

～ 1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の3.1倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の1件当たりの追徴税額は、663万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の214万円に比べ、3.1倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の1件当たりの追徴税額は2,291万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の214万円に比べ、10.7倍となっています。
  - 令和5事務年度においては、22件（前事務年度19件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,210万円（同2,311万円）となっており、申告漏れ所得金額の総額は2億6千6百万円（同4億3千9百万円）に上ります。
  - また、追徴税額の総額は1億4千6百万円（同1億3千2百万円）に上ります。

### ○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	4事務年度	5事務年度			
調査件数	件	19	22	115.8%	1,131
申告漏れ等の非違件数	件	18	18	100.0%	1,028
申告漏れ所得金額	百万円	439	266	60.6%	13,537
追徴税額	百万円	132	146	110.6%	2,422
1件当たり 申告漏れ所得金額	万円	2,311	1,210	52.4%	1,197
1件当たり 追徴税額	万円	695	663	95.4%	214

### ○ 海外投資等を行った富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	4事務年度	5事務年度			
調査件数	件	1	5	500.0%	1,131
申告漏れ等の非違件数	件	1	4	400.0%	1,028
申告漏れ所得金額	百万円	161	288	178.9%	13,537
追徴税額	百万円	97	115	118.6%	2,422
1件当たり 申告漏れ所得金額	万円	16,073	5,752	35.8%	1,197
1件当たり 追徴税額	万円	9,671	2,291	23.7%	214

## 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 3.0 倍～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は、644万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の214万円に比べ、3.0倍となっています。

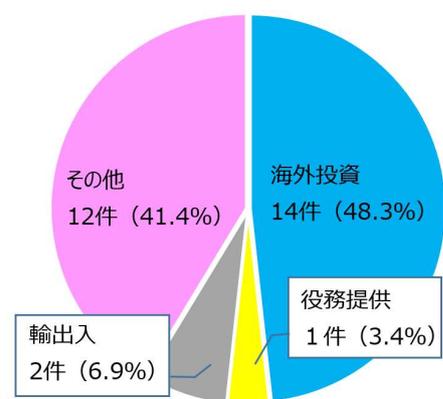
- 令和5事務年度においては、29件（前事務年度26件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は7億1千1百万円（同9億5千7百万円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は1億8千7百万円（同1億8千5百万円）に上ります。

### ○ 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比	
		4事務年度	5事務年度		
調査件数	件	26	29	111.5%	
申告漏れ等の非違件数	件	23	26	113.0%	
申告漏れ所得金額	百万円	957	711	74.3%	
追徴税額	百万円	185	187	101.1%	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	3,681	2,452	66.6%
	追徴税額	万円	712	644	90.4%

5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
1,131
1,028
13,537
2,422
1,197
214

【取引区分別の調査状況】



(注) ( ) 内の数値は構成比

- 1 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

### 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の4.6倍～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

（注） シェアリングエコノミー等分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は995万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の214万円に比べ、4.6倍となっています。

<シェアリングエコノミー等分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては30件（前事務年度36件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,323万円（同986万円）で、申告漏れ所得金額の総額は3億9千7百万円（同3億5千5百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は254万円（同108万円）で、追徴税額の総額は7,600万円（同3,900万円）に上ります。

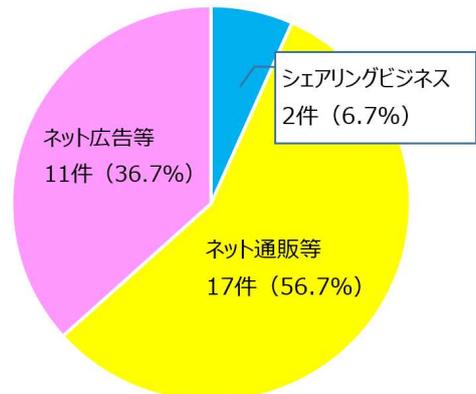
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、16件（同20件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は2,653万円（同1,855万円）となっています。また、申告漏れ所得金額は4億2千5百万円（同3億7千1百万円）に上ります。
- また、追徴税額は1億5千9百万円（同1億5千7百万円）に上ります。

#### ○ シェアリングエコノミー等分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体		
	4事務年度	5事務年度				
調査件数	件	36	30	83.3%	1,131	
申告漏れ等の非違件数	件	33	26	78.8%	1,028	
申告漏れ所得金額	百万円	355	397	111.8%	13,537	
追徴税額	百万円	39	76	194.9%	2,422	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	986	1,323	134.2%	1,197
	追徴税額	万円	108	254	235.2%	214

【取引区分別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス  
民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 ネット通販等  
ネット通販、ネットオークションなど
- 3 ネット広告等  
アフィリエイト、アプリ制作・配信、有料メルマガなど

#### ○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体		
	4事務年度	5事務年度				
調査件数	件	20	16	80.0%	1,131	
申告漏れ等の非違件数	件	16	14	87.5%	1,028	
申告漏れ所得金額	百万円	371	425	114.6%	13,537	
追徴税額	百万円	157	159	101.3%	2,422	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,855	2,653	143.0%	1,197
	追徴税額	万円	785	995	126.8%	214

## 4 無申告者に対する調査状況

### ～消費税の追徴税額の総額及び1件当たり追徴税額は高水準～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
- 消費税無申告者への消費税の追徴税額の総額は高水準の5億6千8百万円に上ります。また、1件当たりの追徴税額も210万円と高水準となっています。

#### <所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、177件（前事務年度130件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,250万円（同1,815万円）で、申告漏れ所得金額の総額は39億8千2百万円（同23億6千万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は357万円（同245万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の214万円に比べ1.7倍となっています。また、追徴税額の総額は6億3千2百万円（同3億1千9百万円）に上ります。

#### <消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、271件（同263件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は210万円（同229万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の127万円に比べ1.7倍となっています。また、追徴税額の総額は5億6千8百万円（同6億3百万円）に上ります。

## ○ 無申告者に対する調査状況

### <所得税>

項目	事務年度等		4事務年度	5事務年度	対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	4事務年度	5事務年度				
調査件数	件		130	177	136.2%	1,131
申告漏れ所得金額	百万円		2,360	3,982	168.7%	13,537
追徴税額	百万円		319	632	198.1%	2,422
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,815	2,250	124.0%	1,197
	追徴税額	万円	245	357	145.7%	214

### <消費税>

項目	事務年度等		4事務年度	5事務年度	対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	4事務年度	5事務年度				
調査件数	件		263	271	103.0%	716
追徴税額	百万円		603	568	94.2%	911
1件当たりの追徴税額	万円		229	210	91.7%	127

## 5 消費税の還付申告者への調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき、厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

### <消費税の還付申告者への調査状況>

- 令和5事務年度においては、21件（前事務年度32件）実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は49万円（同72万円）となっています。  
また、追徴税額の総額は1,037万円（同2,288万円）に上ります。

### ○ 消費税の還付申告者への調査状況

項目	事務年度等		4事務年度	5事務年度	対前年比
		件			
調査件数		件	32	21	65.6%
申告漏れ等の非違件数		件	24	19	79.2%
追徴税額		万円	2,288	1,037	45.3%
1件当たり追徴税額		万円	72	49	68.1%

- (注) 1 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査を行った計数である。
- 2 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査を行った計数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き、実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

### <所得税の不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和5事務年度においては、6件（前事務年度6件）課税処理しました。
- 1件当たりの追徴税額は73万円（同98万円）に上ります。  
また、追徴税額の総額は438万円（同585万円）に上ります。

### ○ 不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等		4事務年度	5事務年度	対前年比
調査件数	件		6	6	100.0%
追徴税額	万円		585	438	74.9%
1件当たり追徴税額	万円		98	73	74.5%

### Ⅲ 参考計表

#### ○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位		万円	万円	位
1	畜産農業（肉用牛）	6,884	310	20
2	ブリーダー等	2,670	595	3
3	同族会社関係者	2,553	447	1
4	左官工事	2,429	532	13
5	建設等工事労務者	2,362	435	9
6	うどん、そば店	2,186	271	-
7	水道衛生工事	2,070	379	-
8	建築工事	2,053	357	12
9	電気配線工事	1,965	309	-
10	防水工事	1,937	492	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

3 「ブリーダー等」は、前年まで「小売業・犬」として表記していた業種と、「小売業・その他の愛がん動物」の総称として表記名を変更したものであり、前年の順位は「小売業・犬」の順位である。